

憲法の「土台」崩される

戦争法案

今言わなければ

集団的自衛権を認める
新3要件には「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とあります。これは憲法13条の一部ですが、この権利を守るため集団的自衛権の行使を認めるといふのは、無理な論理です。

幸福追求権とは

13条の「幸福追求権」の意味は、幸福は各人そ

志田 陽子^{さん}
武蔵野美術大学 教授(憲法学)



れぞれのものなので国家が内容を押し付けてはならないということ、武力行使の要件や根拠にできる性質のものでは

基つき、条文に明記されていない環境権やプライバシー権が生み出されてきました。これが要件に入ることで、武力行使に

ありません。また「幸福追求権」は、時代に合わせ新しい権利を生み出していく必要があると、その「苗床」のような働きをします。これに基づき、条文に明記されていない環境権やプライバシー権が生み出されてきました。これが要件に入ることで、武力行使に

安倍晋三首相は、中東ホルムズ海峡が「機雷封鎖」され石油供給が滞った場合を集団的自衛権行

しだ・ようこ 1961年東京生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(法学)。著書に『文化戦争と憲法理論—アイデンティティの相剋と模索』(法律文化社、2006年)など。

使の事例として挙げています。太平洋戦争でも、石油の供給を止められたことが開戦の実質的な理由の一部でした。エネルギーは国民にとって重要ですが、戦争による犠牲と困窮状態はそれを上回る凄惨なものでした。「経済的危機」を武力行使の根拠にすることはできず、外交など、別の方策で切り抜けることを、日本国憲法は国の為政者に求めています。

命や生活に直結

与党議員から「憲法学者は(国民の生命・安全よりも)条文の字面を大事にしている」という発言もありました。しかし、憲法の言葉一つひとつは、数百年にわたり、過ちを二度と繰り返さないという歴史、反省を刻

みながら編み出されてきた人類の知恵で、人間の命や生活に直結しています。専門家たちがその言葉の意味を説き、大事にするのは当然です。

今回の憲法論を「入り口論で議論が止まってしまう」と評するのは誤りです。間違った土台の上建物建てるのはいけない、その「土台」の議論なのです。私を含め、理論研究を中心にしてきたような研究者たちが、今、本気でものを言わなければいけないと思っています。この「土台」が崩れそうになっているからです。安保法制の内容と、それを決めるプロセス(過程)という二つの面から、レッドカードを突きつけるときです。

聞き手・写真 中川亮